

## にかほ市空き家仲介手数料補助金交付要綱

平成29年4月1日

告示第45号

改正 平成30年3月1日告示第19号

平成31年4月1日告示第43号

令和2年4月1日告示第31号

令和3年3月19日告示第23号

(趣旨)

第1条 この告示は、にかほ市内にある空き家の利活用による定住促進と地域の活性化を図るため、にかほ市空き家情報登録制度要綱（平成20年にかほ市告示第17号。以下「空き家要綱」という。）の規定により登録された空き家の売買又は賃貸借契約に要する仲介手数料の助成（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「空き家」とは、空き家要綱第4条第2項の規定により空き家情報登録台帳に登録された物件をいう。
- (2) 「空き家登録者」とは、空き家要綱第4条の規定により登録を受けた者をいう。
- (3) 「利用希望登録者」とは、空き家要綱第7条の規定により登録を受けた者をいう。
- (4) 「仲介手数料」とは、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項に規定する宅地建物取引業者が受けることができる報酬をいう。
- (5) 「取得」とは、売買契約により空き家を購入し、かつ、当該空き家の所有権登記を行うことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる空き家登録者は、仲介手数料を支払った者であって、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 利用希望登録者と空き家の売買契約又は賃貸借契約を締結する者であること。
- (2) 宅地建物取引業者を介し、平成31年4月1日以降に空き家の売買契約又は賃貸借契約を行った者であること。

- (3) 市税等を滞納していないこと。
- (4) 過去に、この告示による補助金を受けていないこと。
- (5) にかほ市暴力団排除条例（平成24年にかほ市条例第5号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

2 補助金の交付対象となる利用希望登録者は、仲介手数料を支払った者であって、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 空き家登録者と空き家の売買契約又は賃貸借契約を締結する者であること。
- (2) 補助金の対象となる空き家に住所を有する者であること。
- (3) 前項第2号から第5号までに規定する要件を満たしていること。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、空き家登録者と利用希望登録者との間で売買契約又は賃貸借契約が成立したときに、空き家登録者又は利用希望登録者が宅地建物取引業者に支払った仲介手数料の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、5万円を上限とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、にかほ市空き家仲介手数料補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 同意書（様式第2号）
- (2) 空き家物件に係る売買又は賃貸借契約書の写し
- (3) 宅地建物取引業者に支払った仲介手数料の領収書の写し
- (4) 市税等の滞納がないことを証する書類
- (5) 住民票謄本（利用希望登録者のみ）
- (6) 土地・家屋の登記事項証明書（売買契約を締結した利用希望登録者のみ）
- (7) その他市長が特に必要と認める書類

2 前項の交付申請が出来る時期及び期間は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 空き家登録者については、利用希望登録者への交付決定日から起算して30日以内とする。ただし、提出期限が補助金の対象となる利用希望登録者への交付決定日の属する年度の3月31日を超えるときは、当該年度の3月31日を提出期限とする。
- (2) 利用希望登録者については、仲介手数料の支払及び補助金の対象となる空き家への

住民登録が完了した日の属する年度内に交付申請を行わなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、にかほ市空き家仲介手数料補助金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第7条 第6条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が補助金の交付を受けようとするときは、交付決定を受けた日から30日以内に、にかほ市空き家仲介手数料補助金請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の請求があったときは、交付決定者に補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の内容を変更し、又は全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又はその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) その他市長が不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金交付決定の内容を変更し、又は全部若しくは一部を取り消した場合において、当該取消し等に係る部分に関し、既に交付した補助金があるときは、にかほ市空き家仲介手数料補助金返還命令書(様式第5号)により交付決定者に通知し、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和6年3月31日限りでその効力を失う。

(この告示の失効に伴う経過措置)

3 前項によるこの告示の失効前にこの告示による交付を受けた補助金についての第9条及び第10条の規定は、前項に規定する日後も、なおその効力を有する。

附 則（平成30年3月1日告示第19号）

この告示は、平成30年3月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日告示第43号）

（施行期日）

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、現に改正前のかほ市移住者用空き家仲介手数料補助金交付要綱第3条に掲げる要件を満たす者で、平成31年3月31日以前に売買契約又は賃貸借契約を行った者に限り、この告示の施行後も、なお従前の例による。

附 則（令和2年4月1日告示第31号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月19日告示第23号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。